

タイトル：和歌山大学後援会「学生生活支援事業」による補助金の給付に関する要項（制定）

和歌山大学後援会「学生生活支援事業」による補助金の給付に関する要項

制 定 令和 7年 4月30日

和 歌 山 大 学 後 援 会 長 裁 定

（趣旨）

第1条 この要項は、和歌山大学後援会が設置した特別会計「学生生活支援事業積立金」支出科目「学生生活支援補助金」（以下「学生生活補助金」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定める。

（目的）

第2条 学生生活補助金は、学部、学環及び大学院の学生（科目履修生及び研究生を除く。）（以下「学生」という。）で、学資負担者等の家計急変により修学を継続することが経済的に困難となった学生の学費・生活費を援助することを目的とする。

（資金）

第3条 学生生活補助金は、後援会費「学生生活支援事業積立金」をもって資金とする。

（資格等）

第4条 学生生活補助金に申請できる者は、和歌山大学後援会員且つ次の各号のいずれかに該当する学生とする。

- （1） 学資負担者の失職、破産、倒産、病気若しくは死亡等の理由により家計が急変し、修学の継続が困難となった者で授業料免除、日本学生支援機構等の経済的支援を受けられない者
- （2） 学資負担者又は学生が災害救助法を適用された地震・風水害等の被害を受けたことにより家計が急変し、修学の継続が困難となった者
- （3） 前各号に相当すると後援会長が認める者

2 申請に際し、同一案件による再度の申請はできない。

（給付金額等）

第5条 学生生活補助金は、返還を必要としない給付型で、一律に金10万円を上限に給付する。

（採用数）

第6条 学生生活補助金の採用数は、第3条第1項の範囲内とするが、必要に応じ、後援会費予算における予備費の範囲内で採用数を増やすことができる。

（申請）

第7条 学生生活補助金の申請時期は、年度を通じ随時とし、第4条第2号から第3号に規定する事由が発生してから6ヶ月以内とする。

2 申請を希望する学生（以下「申請者」という。）は、別紙様式1により必要事項を記載のうえ後援会長に提出するものとする。

3 申請者は、事実を確認するために、証明書類の提出を求められることがある。

（選考等）

第8条 学生生活補助金の採用者の選考については、後援会長及び副会長による審査会において行い、後援会長が決定する。

制定理由：令和7年度総会において設置が認められた「学生生活支援事業基金」の活用について規定整備

タイトル：和歌山大学後援会「学生生活支援事業」による補助金の給付に関する要項（制定）

（決定等）

第9条 学生生活補助金の採用者が決定したときは、別紙様式2により申請者に通知する。

2 学生生活補助金は、申請者からの別紙様式3の提出があった後に指定する口座に振り込むものとする。

（支援の取り消し・返還等）

第10条 学生生活補助金は給付型であるが、申請者に次の各号に該当する行為があった場合は、給付した全額または一部の返還を求める場合がある。

- （1） 給付後、1年以内に退学したとき
- （2） 虚偽の申告により不正受給が判明したとき
- （3） 在学中に刑事罰を受けた事実が判明したとき
- （4） その他補助金受給者として適当でない事実があったとき

（事務）

第11条 学生生活補助金に関する事務は、和歌山大学後援会幹事において行う。

附 則

この要項は、令和7年4月30日から施行し、令和7年度入学生から適用する。

（別紙様式1）

年 月 日

和歌山大学後援会「学生生活補助金」申請書

和歌山大学後援会長

所属学部等

学 生 番 号

氏名(自署)

指導教員等

（※補助金を申請することは、指導教員等に連絡しておくこと。）

下記のとおり和歌山大学後援会「学生生活補助金」を申請します。

1. 申請理由（別紙も可）

--

2. 授業料免除・日本学生支援機構等の貸与（申請）状況を記入のこと。

--

3. その他、特記事項があれば記入のこと。

--

タイトル：和歌山大学後援会「学生生活支援事業」による補助金の給付に関する要項（制定）
（別紙様式２）

和歌山大学後援会「学生生活補助金」給付決定通知書

1. 「学生生活補助金」 給付決定者氏名：

2. 給付金額： 円

- ### 3. 給付条件

給付された補助金は、返還する必要はありませんが、次に該当する場合は、給付金の全額または一部について、返還を求められますので、留意し願います。

- (1) 給付後、1年以内に退学したとき
- (2) 虚偽の申告により不正受給が判明したとき
- (3) 在学中に刑事罰を受けた事実が判明したとき
- (4) その他補助金受給者として適当でない事実があったとき

年 月 日

和歌山大学後援会長

制定理由：令和7年度総会において設置が認められた「学生生活支援事業基金」の活用について規定整備

タイトル：和歌山大学後援会「学生生活支援事業」による補助金の給付に関する要項（制定）

（別紙様式3）

年 月 日

和歌山大学後援会「学生生活補助金」請求・振込依頼書

一金 円也

年度和歌山大学後援会「学生生活補助金」を上記のとおり請求いたします。
なお、補助金は下記に振込んでくださるよう併せてお願いいたします。

記

銀 行 名 等	
口 座 番 号	
届 出 住 所	
口 座 名 義 人 氏 名	

和歌山大学後援会長

所属学部等 年

氏名(自署)

制定理由：令和7年度総会において設置が認められた「学生生活支援事業基金」の活用について規定整備